

**【2022年12月19日(案)】日本専門医機構などで審査中であり、今後変更されることがあることはご承知ください**

**機構認定サブスペシャリティ領域専門医認定・更新基準(案)**

項目番号 専門領域名 呼吸器内科領域

※原則として機構認定サブスペシャリティ領域「専門医の認定・更新」に関する整備指針に準じて作成してください。

**I 「機構専門医の認定」に関する基準**

- |   |   |
|---|---|
| 1 | <p>(1) 専門医申請資格</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A.日本国の医師免許を保有していること<br/>                 B.日本専門医機構が定める基本領域学会の機構専門医(移行期間は学会専門医を含む)資格を保有していること<br/>                 C.日本専門医機構が認定する専門研修カリキュラムを呼吸器内科領域研修施設で少なくとも3年間の呼吸器内科領域専門研修を修了しており、2022年4月1日以降に呼吸器内科領域専門研修を開始したものは、日本専門医機構のマイページが完備された場合には、日本専門医機構の管理システムにマイページ登録(研修開始・研修修了登録)が完了していること<br/>                 D.日本専門医機構の整備指針に準拠し日本呼吸器学会が定めた、呼吸器内科領域専門研修の修了要件(必須技術最小経験数、病歴要約数、症例経験数)の件数を満たすこと<br/>                 F.日本専門医機構整備指針に準拠し日本呼吸器学会が定めた、学術業績・診療以外の活動実績(学術集会の参加、学会報告、論文執筆・査読等)を有していること【呼吸器内科領域専門研修制度整備基準 3. 専門研修の目標 ③経験目標 v. 学術活動を参照】<br/>                 G.日本専門医機構が定めた「機構専門医認定試験指針」に準拠し、日本呼吸器学会が実施する一次審査に合格していること<br/>                 H.その他、日本専門医機構と日本呼吸器学会が定めた専門医申請資格要件を満たしていること</p> </div> |
| 2 | <p>(2) 申請資格書類審査</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①認定カリキュラムに定められた認定施設における研修修了の証明(基幹施設の統括責任者等の証明)<br/>                 ②研修の実績証明(研修履歴など)<br/>                 ③研修の達成度評価記録(修得すべき知識・技能・態度などの到達目標を達成したか否かについての評価)<br/>                 ④経験症例の記録(研修記録帳、手術症例データベース等)<br/>                 ⑤教育研修修了実績(医療安全、医療倫理、感染対策など※共通講習に限らない)<br/>                 ⑥学術業績(基礎、臨床、社会系研究における症例発表や論文等)<br/>                 ⑦認定審査料納付</p> </div>   |
| 3 | <p>(3) 専門医認定試験</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①筆記試験により、資格審査に合格した専攻医に対して達成度を評価<br/>                 ②到達目標の全項目にわたって偏らない試験を実施<br/>                 ③筆記試験難易度調整(正答率、識別指数による補正調整)<br/>                 ④合格率決定に関する基準、総合的判断の基準</p> </div>  |
| 4 | <p>(4) 専門医認定</p> <p>① 認定通知</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>申請資格書類審査、専門医認定試験の一次審査を行い、日本専門医機構へ二次審査の申請を行う。<br/>                 日本専門医機構の二次審査に合格した専門医試験受験者について、日本呼吸器学会より通知する。<br/>                 なお、日本専門医機構のマイページが完備された場合には、日本専門医機構から対象者に対して審査結果が通知される。</p> </div>  |
| 5 | <p>② 認定料と認定証発行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>通知を受けた機構専門医試験合格者は、機構専門医認定料 11,000 円(税込)を原則として日本呼吸器学会に支払う。<br/>                 なお、日本専門医機構のマイページが完備された場合には、通知を受けた機構専門医試験合格者は、原則として機構専門医認定料 11,000 円(税込)を日本専門医機構に支払う。<br/>                 日本専門医機構は、機構専門医認定料の受領を確認した後、日本呼吸器学会と日本専門医機構の連名で認定証を発行する。</p> </div>  |
| 6 | <p>③ 認定期間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>機構専門医となる者の認定期間は原則として4月1日開始とし、5年後の3月31日までとする。なお、初回の認定期間を年度途中の開始日とする場合は、原則として次回更新時に4月1日開始として、5年後の3月31日に調整する予定である。</p> </div>  |
| 7 | <p>(5) 特定の理由のある場合の措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>特段の理由のある場合(国内外の研究留学、病氣療養、妊娠、出産、育児、介護、災害被災、事故、管理職就任、公的機関への出向など)の措置については別途定めることとします(VI. 休止・猶予・専門医資格の停止・喪失・取り消しなど参照)が、認められない場合もあります。</p> </div>   |
| 8 | <p>(6) 機構専門医認定後の留意事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>機構専門医となったものが、その後、他のサブスペ領域学会の専門医資格を取得する(ダブルボード)ことは妨げないが、原則として2領域の機構専門医取得を上限とする</p> </div>   |

「機構専門医の更新」に関する基準

- 9 (1) 機構専門医更新申請資格
- A.日本国の医師免許を保有していること  
 B.日本専門医機構が定める基本領域学会の機構専門医（移行期間は学会専門医を含む）資格を保有していること  
 C.呼吸器内科専門医資格を保有しており、日本専門医機構のマイページが完備された場合には、日本専門医機構の管理システムに専門医のマイページ登録がされていること  
 D.日本専門医機構の整備指針に準拠し日本呼吸器学会が定めた、診療実績を満たすこと  
 E.日本専門医機構整備指針に準拠した領域講習を受講し、日本専門医機構整備指針に準拠し日本呼吸器学会が定めた単位を取得していること  
 F.日本専門医機構整備指針に準拠し日本呼吸器学会が定めた、学術業績・診療以外の活動実績（学術集会の参加、学会報告、論文執筆・査読等）を充足し、単位を取得していること  
 G.日本専門医機構整備指針に準拠し、日本呼吸器学会が実施する更新審査に合格していること  
 H.日本専門医機構の専門医管理システムに登録ががること  
 I.その他、日本専門医機構と日本呼吸器学会が定めた機構専門医更新の要件を満たしていること
- 10 (2) 更新基準
- 以下に更新基準、ならびに新制度完全発足までの期間における機構による呼吸器内科専門医認定の手順に関する考え方について記載します。これらの記載にしたがって、別紙に示す呼吸器内科専門医認定更新申請書一式（第1号様式、第2-1号様式等）を作成の上、日本呼吸器学会宛に提出してください。ただし、この案については今後必要に応じて見直しする可能性があります。
- 11 ① 勤務実態の自己申告
- 勤務実態について、直近1年間の実態を別添の「勤務実態自己申告書」（第1号様式）に記載ください。直近1年間に異動等があった場合には、現在の実態が反映されるように記載ください。正しい申告が原則であり、申告が実態と一致しているか否かについて勤務実態を検証することがあります。
- 12 ② 診療実績の証明
- 専門医資格を更新するために、専門医としての診療実績、診療能力を証明していただきます。特段の理由（国内外の研究留学、病氣療養、妊娠、出産、育児、介護、災害被災、事故、管理職就任、公的機関への出向など）により診療に従事できなかった期間があった場合でも、基準を充たすことができれば診療実績として認められます。
- A. 症例一覧の提示による診療実績を示す（100症例/5年間）
- ・5年間に呼吸器内科専門医として診療した100症例について診療実績（診療日時、病名、治療法、転帰、診療施設名、責任者氏名（印）など）（第2-1号様式）を申告してください。専攻医とともに自らも指導医などとして診療した症例について、診療実績に含めることが可能です。
  - ・外来症例あるいは入院症例（混在も可）で呼吸器疾患の領域は問いません。
  - ・連続して3回以上の更新を経た機構専門医（学会専門医を含める）は、相応の経験を有する専門医の知識・経験を後進の指導に活かすことを目的とし、セルフトレーニング問題やe-テスト等にて診療実績の代替学修を実施することにより診療実績の証明とすることができる（セルフトレーニング問題やe-テスト等について、2022年12月現在調整中です）。
- なお、公的機関での医師免許を元に専門的な業務に従事し、一時的に診療に従事できない場合は、在籍証明（第2-3号様式）を提出することで更新猶予を与えることが可能です。
- 公的機関の一例は下記の通りです。
- ・国立研究機関、独立行政法人、医薬品医療機器総合機構（PMDA）、日本医療研究開発機構（AMED）国立感染症研究所、行政機関、国連、国際機関、教育機関（医療、福祉、保健、教育）、福祉療育施設など
- ※申告が実態と一致しているか否かについて診療実績を日本専門医機構が検証することがあります。
- 13 ③ 共通講習
- すべての基本領域の機構専門医が共通して受講するため、サブスペ領域での受講は不要とされていますが、呼吸器内科領域の更新期間内に該当すれば、基本領域（内科領域）で受講した共通講習を重複して単位認定することも可能です。
- 14 ④ 領域講習
- 呼吸器学会が定める領域講習企画への参加で20単位以上を取得すること。
- 15 ⑤ 学術業績・診療以外の活動実績
- 日本呼吸器学会主催企画への出席・活動において単位を付与する

整備基準記入フォーマット

⑥ 単位(クレジット)取得

機構専門医の資格更新に必要な単位は以下の4項目(診療実績の証明、共通講習、領域講習、学術業績・診療実績の活動実績)について合計50単位とし、原則5年毎に充足する必要がある。

16

必要単位数

項目	取得単位	記入例
a) 診療実績の証明	10単位(必須)	10単位
b) 共通講習	最小0単位、最大10単位	最小0単位、最大10単位
c) 領域講習	最小20単位(必須)以上	最小20単位
d) 学術業績・診療以外の活動実績	最小3単位(必須)、最大10単位	最小3単位、最大10単位
総単位	合計50単位	合計50単位

17

a) 診療実績の証明(単位に関する点)

上記②の診療実績(第2-1号様式)の証明をもって100症例で10単位とします。  
 ・連続して3回以上の更新を経た機構専門医(学会専門医を含める)は、相応の経験を有する専門医の知識・経験を後進の指導に活かすことを目的とし、セルフトレーニング問題やe-テスト等にて診療実績の代替学修を実施することにより診療実績の証明とすることができる(セルフトレーニング問題やe-テスト等について、2022年12月現在調整中です)。

18

b) 共通講習(単位に関する点)

すべての基本領域の機構専門医が共通して受講するため、サブスペ領域での受講は不要とされていますが、呼吸器内科領域の更新期間内に該当すれば、基本領域(内科領域)で受講した共通講習を重複して単位認定することも可能です。

19

c) 領域講習(単位に関する点)

呼吸器学会が定める領域講習企画への参加で20単位以上を取得すること。

■以下を呼吸器内科領域講習企画への参加単位とします。(別紙/企画単位表を参照)

- (1) 呼吸器学会が行う各種講演会の聴講は1時間1単位とします。総会は、1日あたり最大5単位、1回あたり最大15単位とします。地方会は1回あたり3単位とします。5年間で最大35単位とします。
- (2) 臨床呼吸機能講習会は全日程を受講した場合に10単位を付与します。5年間で最大10単位とします。
- (3) 呼吸器学会e-ラーニングの聴講および確認テスト合格で1時間あたり1単位とし、受講証明書が発行されます。5年間で最大20単位とします。
- (4) 呼吸器内科専門研修施設・医師会・医学会総会等の講習会を受講した場合は、呼吸器内科領域専門医委員会が審議し、1時間1単位とします。この場合の認定単位は、1時間以上2時間未満には1単位、2時間以上のものには2単位とします。1日あたり最大5単位、5年間で最大15単位とします。
- (5) 上記に相当する講習会などの講師は1時間につき最大2単位までとします。5年間で最大20単位とします。
- (6) J-OSLER-呼吸器での病歴要約の二次評価(審査)は1回(全25病歴要約の評価完了毎に)5単位とします(最大取得単位の設定はありません)。

20

なお、(1)~(4)の受講確認は原則として講習ごとに個別に行います。ただし、複数の講習等が連続し個別の確認ができない場合は、一括して受講確認するなど、入退室の混乱で進行に支障が生じないように配慮します。呼吸器学会以外の企画に参加した証明は必ず各専門医が保管してください。

疑義があれば検証を行う場合があります。また、不正があった場合には厳正に対処します。

d) 学術業績・診療以外の活動実績(単位に関する点)

呼吸器学会主催企画への出席・活動において必須3単位を取得し、最大10単位まで付与とします。

■以下を領域講習企画の出席・活動単位とします。(別紙/企画単位表を参照)

- (ア)【必須】学術講演会の出席は1回3単位とします。ただし、セッション等への参加を伴わない単なる出席登録などは単位として認めません。(イ)と併せて5年間で上限を6単位とします。
- (イ) 地方会の出席は1回1単位とします。(ア)と併せて5年間で上限を6単位とします。
- (ウ) 学術講演会・地方会・臨床呼吸機能講習会等の筆頭発表者には1回1単位、その指導等を行った共同発表者1名に限り1単位を付与します。なお、単位付与の対象となる共同発表者は第2発表者とすることが望ましい。
- (エ) 学術講演会・地方会・臨床呼吸機能講習会等における司会や座長には1回1単位を付与します。
- (オ) 日本呼吸器学会誌、Respiratory Investigation、Respirologyの筆頭著者は1回1単位、その指導等を行った共同著者1名に限り1単位を付与します。なお、単位付与の対象となる共同著者はCorresponding authorすることが望ましい。
- (カ) 日本呼吸器学会誌、Respiratory Investigationの査読を行った場合には1回1単位を付与します。
- (キ) 呼吸器(内科)専門医試験問題作成、試験委員、試験監督など専門医試験に関する業務に携わった場合には、1年度につき1単位を付与します。
- (ク) 地域・学校等で市民啓発目的の講演を行った場合には、約60分で1単位を付与します(最大取得単位の設定はありません)。
- (ケ) 校医を1年以上務めた場合には、2単位(5年間で上限2単位)を付与します。
- (コ) 呼吸器学会推薦による日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員を行った場合には1年度につき2単位付与します。

21

## 整備基準記入フォーマット

### ⑦ 更新審査

「機構専門医の質」は更新時にも引き続き求められる。したがって、一定期間(基本5年間)後には更新のための審査を受ける必要がある。

22

### (3) 更新認定

- A. 呼吸器内科専門医の更新基準は、日本専門医機構の認定を受け公表される。  
B. 機構専門医の更新は、日本呼吸器学会で一次審査を行い、日本専門医機構が二次審査を行い認定される。  
C. 機構専門医更新申請者の二次審査可否について、日本呼吸器学会に通知される。  
D. 原則として日本専門医機構が、機構専門医更新申請者に対して審査結果を通知する。  
E. 通知を受けた機構専門医更新合格者は、機構専門医更新料 11,000 円(税込)を原則として日本専門医機構に支払う。日本専門医機構は、更新料の受領を確認した後、日本呼吸器学会、および、日本専門医機構の連名で更新認定証を発行する。  
※ 認定証の発行に際しては、日本専門医機構のマイページが完備された場合には、日本専門医機構の専門医管理システムにマイページ登録が完了していることを必須とする。  
F. 呼吸器学会と日本専門医機構は機構専門医更新認定に要する経費や個人情報保護に関する契約を締結する。

23

各領域学会が本機構に対して行う二次審査の申請は、別途本機構が指定する書式を用いて行われる。なお、一次審査不合格者についての理由が明記される

### (4) 連続して複数回の更新を経た専門医の更新

連続して3回以上の更新を経た専門医(学会専門医を含める)は、セルフトレーニング問題や e-テスト等にて診療実績の代替学修を実施することにより診療実績の証明とすることができる(セルフトレーニング問題や e-テスト等について、2022年12月現在調整中です)

24

### (5) 特定の理由のある場合の措置

特定の理由(国内外の研究留学、病気療養、妊娠、出産、育児、介護、災害被災、事故、管理職就任、公的機関への出向などのために専門医の更新が困難な場合は、所定の更新申請の年に、申請により更新延長を行うことができる。延長期間は原則1年とし、事情によって1年単位での延長も可能である。申請書を認定期限までに提出の上申請し、日本呼吸器学会で審査認定の後、日本専門医機構によって承認される。

25

### 研修中もしくは研修修了予定の専攻医の資格取扱い

2022年3月までに研修の整備基準が承認された機構認定サブスペ領域である呼吸器内科領域専門研修を2022年4月1日以降に開始した場合に所定の研修修了後に機構認定専門医として申請可能である。

2019年4月～2023年3月までに連動研修(2018年4月以降に内科領域専門研修)を開始した者は、呼吸器学会専門医取得後、5年後に機構専門医へ切り替えとなる。その際の更新基準は機構専門医更新基準となる見込みである(2022年12月現在)。

それ以外の者は機構専門医更新基準を満たすことで、次回の学会専門医の更新時に機構専門医に更新できる。更新時期以外の年度を前倒しての更新は行えない。また、機構専門医への更新には、基本領域の機構専門医資格が必要である。学会専門医資格の場合は、サブスペ領域の学会専門医資格に更新となる。

26

特定の事情(海外留学、出産、病気療養など)により予定の期間内に学会専門医となれない者は、まず学会専門医の資格取得に努めるものとし、合格した5年後の更新時に、機構専門医の更新資格を得ることができる。なお、学会専門医試験不合格者は、学会専門医の資格取得に努めるものとする。2022年度以降、サブスペ領域の機構認定専門研修プログラム、カリキュラムでの研修を経ていない者が機構専門医を取得するためには学会専門医に一旦合格する必要がある。また、機構専門医制度に移行が完了したサブスペ領域学会で、学会専門医試験を廃止し、休止や学会専門医試験の不合格等の理由により学会専門医を取得できない場合は、サブスペ領域の機構認定専門研修プログラム、カリキュラム整備基準の修了要件相当(単位、症例等)に準ずることで、機構専門医試験の受験資格を得ることができる。合格者は機構専門医となる。

### 地域医療確保への配慮について

医師の生涯教育の一環として、更新1期目(基本5年間)までは専門医としての資質を十分生かせる場での研鑽が望まれており、そのうちの最低1年間を医師が比較的少ない都道府県\*で勤務することにより、指導医とともに専攻医の教育に当たると同時に、多様な地域における診療を通じて幅広い経験を積むことにより充実した生涯教育になるものと思われる。

ただし、ライフイベントや留学・サブスペシヤリティ領域の修得及び地域枠要件による制約により最初の5年間は困難である場合は、その旨日本専門医機構に連絡の上、少なくとも3回目の更新時(おおむね15年間)までには1年間の地域医療への参加をすることにより自己研鑽を積むことが期待されている。

27

上記の多様な地域における診療実績が認定された場合は、共通講習全領域のうち、必修講習 B:医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済(保険医療等)、両立支援の受講が免除されている。なお、専攻医時代に連携プログラム、または、同等の地域における研修をした者は、その旨を日本専門医機構に連絡(マイページに記載)することで、多様な地域における診療実績と見なされる。また、呼吸器学会専門医から更新した機構専門医も、すでに多様な地域における診療実績と見なされます。また、当該地域における勤務時の待遇については、施設間で調整するものとするが、問題が生じた場合は、日本専門医機構が当該都道府県の協力も求めつつ調整を行うこととなっている。

\*呼吸器学会の判断によるが、例えば、当該医師が専門研修を開始した時点における当該診療科の足下充足率が0.8以下の都道府県などが想定されている。

※呼吸器学会の特性に鑑み、上記の原則と異なる要件での認定を行う場合は、呼吸器学会と日本専門医機構が協議をした上で、別途示す予定である。

**移行期間における専門医更新認定について**

認定内科医を含めた内科学会認定内科専門医の専門医機構認定専門医への移行方式が決定した後に、設定します。

28

**休止・猶予・専門医資格の停止・喪失・取り消しなど**

i 特定の理由

特定の理由(国内外の研究留学、病気療養、妊娠、出産、育児、介護、災害被災、事故、管理職就任、公的機関への出向など)のために専門医の更新単位が取得できない場合には、以下のいずれかの方法で更新延長を行うことができます。

29

i-1 休止

活動休止申請書(開始、終了期日、理由を記載)を提出し、呼吸器学会専門医制度統括委員会と日本専門医機構専門医認定・更新委員会の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められます。休止期間中は機構専門医資格を休止という形で保有できますが、機構専門医と称することはできません。休止期間中の診療実績や講習会受講は更新の単位として認められません。休止を希望する場合は、初回の申請で最長2年までの休止が認められますが、1年ごとの申請を延長することも可能です。途中月単位での切り上げは当面認めないので計画的な申請をお願いします。以降、休止の延長を希望する場合は延長申請を1年ごとに行います。休止期間明けの資格更新においては、休止期間を除く前後5年で更新基準を満たす必要があります。休止明けの更新後は5年ごとに次の更新をすることになります。

30

i-2 機構専門医としての定期的な診療活動が不可能でも自己学習などが継続できる場合

機構専門医更新基準のうち、診療実績の基準を満たすことが不可能でも、共通講習、領域講習および学術業績の更新基準を満たすことができる場合は、次回更新時にサブスベ領域学会と本機構専門医認定・更新委員会に理由書を提出し、承認が得られれば、セルフトレーニング問題やe-テスト等にて診療実績の代替学修を実施することにより診療実績の証明とすることができる(セルフトレーニング問題やe-テスト等について、2022年12月現在調整中です)。

31

i-3 更新猶予

更新猶予申請書(開始、終了期日、理由を記載)を提出し、呼吸器学会専門医制度統括委員会と日本専門医機構専門医認定・更新委員会で審査／承認された場合1年間更新を猶予することができます。更新期限を過ぎる前に更新猶予の申請をお願いします。猶予期間中も機構専門医資格を維持することができます。この場合通常5年の所を6年目で更新できることとなります。この場合、1年遡及し5年間の認定期間として更新認定となります。その後は5年ごとの更新となります。

32

ii 上記 i 以外の理由により規定更新単位を満たせなかった場合

i 以外の何らかの事情のため規定の更新単位を満たせず、機構専門医資格の更新ができなかった場合には、呼吸器学会専門医制度統括委員会が審査を受ける必要があります。審査において、正当な理由があると認められた場合には失効後1年以内に更新基準をみたくことで機構専門医資格を復活することができます。(失効後復活までの期間は機構専門医ではありません。)  
過去に学会あるいは機構専門医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格喪失の理由書を添えて資格回復の申請を行い、呼吸器学会専門医制度統括委員会が認められ、日本専門医機構で承認された場合に限り、5年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できます。

33

iii 専門医資格を停止・喪失・取消

資格の停止

・領域学会における会員資格が停止されたとき  
停止の期間: 領域学会における会員資格停止期間

資格の喪失

・領域学会における会員資格を喪失したとき

資格の取消

・日本専門医機構認定専門医の申請または専門医資格更新の申請に、虚偽または、重大な誤りがあったとき。

34

・機構専門医資格の停止、喪失、又は取消となった者は専門医登録簿から削除される。  
・機構専門医資格の停止、喪失、又は取消となった者は専門医認定証を速やかに返還しなければならない。

iv 更新忘れに対する対応

機構専門医の更新忘れによる資格喪失を防ぐことが原則です。

そのための対策として日本呼吸器学会は該当者に対し事前に複数回の情報提供を行います。

機構専門医が上記の情報提供にもかかわらず、更新を忘れ、資格喪失後1年以内にそのことに気づいた場合は理由書を添えて資格喪失事由発生時から起算して1年間の更新猶予申請を行うことができます。一般に更新猶予の事後申請は受け付けられないが、呼吸器学会専門医制度統括委員会十分な調査と審議を経て、正当な理由があると判断されたもののみ審査対象とします。

35

上記情報提供にもかかわらず、資格喪失後1年を経たものは資格を放棄したものとみなす。ただし、呼吸器学会専門医制度統括委員会での個別の調査と審議を経た上で、日本専門医機構で承認された場合に限り5年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できる場合があります。

**VII 基本領域専門医との同時更新について(該当領域のみ記入)**

- 36 ① 同時更新対象基本領域  
認定内科医を含めた内科学会認定内科専門医の専門医機構認定専門医への移行方式が決定した後に、他の内科系サブスペシャルティ領域および内科学会とも協議する予定です。
- 37 ② 同時更新について  
認定内科医を含めた内科学会認定内科専門医の専門医機構認定専門医への移行方式が決定した後に、他の内科系サブスペシャルティ領域および内科学会とも協議する予定です。
- 38 ③ 同時更新の手続き・申請  
認定内科医を含めた内科学会認定内科専門医の専門医機構認定専門医への移行方式が決定した後に、他の内科系サブスペシャルティ領域および内科学会とも協議する予定です。
- 39 ③ 同時更新の審査  
認定内科医を含めた内科学会認定内科専門医の専門医機構認定専門医への移行方式が決定した後に、他の内科系サブスペシャルティ領域および内科学会とも協議する予定です。
- 40 ④ 同時更新の認定  
認定内科医を含めた内科学会認定内科専門医の専門医機構認定専門医への移行方式が決定した後に、他の内科系サブスペシャルティ領域および内科学会とも協議する予定です。